

令和 8 年 1 月 14 日

中部電力株式会社

代表取締役社長 林 欣吾 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について

原子力規制委員会は、貴社が令和 8 年 1 月 5 日に公表した「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を受け、本事案について事実関係及び原因等の詳細な調査を行うため、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項のうち、（1）については令和 8 年 3 月 3 1 日までに、（2）から（5）までについては、その内容が取りまとめ次第遅滞なく報告することを命ずる。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条及び第 1 8 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合、正当な理由がない限り、審査請求はできない。）に原子力規制委員会に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）第 8 条及び第 1 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えはできない。）に、国（訴訟において国を代表する者は法務大臣。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この裁決を知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決の日から起算して 1 年を経過した場合、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えはできない。）に、国を被告として提起することができる。

記

- (1) 本事案の事実関係及び経緯
- (2) 本事案の直接的原因及び根本的原因
- (3) 設置するとしている第三者委員会による調査結果（事実関係及び原因の調査並びに再発防止策の検討を含む。）
- (4) 本事案の確認された設置変更許可申請に係る同様の事案の調査結果（同様の事案が確認された場合はそれらの事実関係、経緯、直接的原因及び根本的原因を含む。）
- (5) (2) から (4) までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む。）

以上